第十五章　最終規定

第四十条　署名、批准、受諾又は承認

(1)　この協定は、別段の定めがある場合を除くほか、二千八年二月一日から同年八月三十一日まで、寄託者の本部において、二千一年の国際コーヒー協定の締約国政府及びこの協定が採択された理事会の会合に招請された政府による署名のために開放しておく。

(2)　この協定は、署名政府により、それぞれの国内法上の手続に従って批准され、受諾され、又は承認されなければならない。

(3)　批准書、受諾書又は承認書は、第四十二条に別段の定めがある場合を除くほか、二千八年九月三十日までに、寄託者に寄託する。もっとも、理事会は、同日までに批准書、受諾書又は承認書を寄託することができない署名政府のために、寄託の期限の延期を認めることを決定することができる。理事会は、その決定を寄託者に送付する。

(4)　欧州共同体は、署名及び批准、受諾若しくは承認又は暫定的適用の通告に際し、この協定によって規律される事項に関して排他的権限を有することを確認する旨の宣言を寄託者に寄託する。欧州共同体の構成国は、この協定の締約国政府となる資格を有しない。

第四十一条　暫定的適用

この協定を批准し、受諾し、又は承認する意思を有する署名政府は、その国内法上の手続に従ってこの協定を暫定的に適用する旨をいつでも寄託者に通告することができる。

第四十二条　効力発生

(1)　この協定は、二千七年九月二十八日現在の票の配分において（ただし、第二十一条の規定の内容に基づく権利の停止は、考慮しないこととする。）、加盟輸出国の総票数の三分の二以上を有する署名政府及び加盟輸入国の総票数の三分の二以上を有する署名政府が、批准書、受諾書又は承認書を寄託した時に確定的に効力を生ずる。また、この協定は、(2)の規定により暫定的に効力を生じている場合には、批准書、受諾書又は承認書の寄託により前段に定める割合についての要件が満たされる時にいつでも確定的に効力を生ずる。

(2)　この協定が二千八年九月二十五日までに確定的に効力を生じなかった場合において、加盟輸出国の総票数の三分の二以上を有する署名政府及び加盟輸入国の総票数の三分の二以上を有する署名政府が、批准書、受諾書若しくは承認書を寄託し、又は前条の規定に基づいて寄託者に通告したときは、二千八年九月二十五日又はその後の十二箇月以内のいずれかの日に暫定的に効力を生ずる。

(3)　この協定が暫定的に効力を生じたが二千九年九月二十五日までに確定的に効力を生じなかった場合には、批准書、受諾書若しくは承認書を寄託した署名政府又は前条の規定に基づいて寄託者に通告した署名政府がこの協定が一定の期間引き続き暫定的に効力を有する旨をこれらの署名政府の間の合意により決定する場合を除くほか、この協定は、暫定的な効力を失う。また、当該これらの署名政府は、当該これらの署名政府の間でこの協定が確定的に効力を生ずる旨を当該これらの署名政府の間の合意により決定することができる。

(4)　この協定が(1)又は(2)のいずれの規定によっても二千九年九月二十五日までに確定的又は暫定的に効力を生じなかった場合には、自国の国内法令に従って批准書、受諾書又は承認書を寄託した署名政府は、当該署名政府の間でこの協定が確定的に効力を生ずる旨を当該署名政府の間の合意により決定することができる。

第四十三条　加入

(1)　この協定に別段の定めがある場合を除くほか、国際連合若しくはその専門機関の加盟国の政府又は第四条(3)に規定する政府間機関は、理事会の定める手続に従ってこの協定に加入することができる。

(2)　加入書は、寄託者に寄託する。加入は、加入書を寄託する時に効力を生ずる。

(3)　第四条(3)に規定する政府間機関は、加入書を寄託する際に、この協定によって規律される事項に関して排他的権限を有することを確認する旨の宣言を寄託する。当該政府間機関の構成国は、この協定の締約国政府となる資格を有しない。

第四十四条　留保

留保は、この協定のいかなる規定についても付することができない。

第四十五条　自発的脱退

いずれの締約国政府も、寄託者に対して書面による脱退の通告を行うことにより、いつでもこの協定から脱退することができる。脱退は、通告が受領された後九十日で効力を生ずる。

第四十六条　除名

理事会は、加盟国がこの協定に基づく義務に違反していると認定し、かつ、その違反がこの協定の実施を著しく妨げていると決定する場合には、当該加盟国を機関から除名することができる。理事会は、その決定を寄託者に直ちに通告する。当該加盟国は、理事会の決定の日の後九十日で機関の加盟国でなくなり、かつ、この協定の締約国政府でなくなる。

第四十七条　脱退し、又は除名される加盟国に係る会計上の処理

(1)　理事会は、脱退し、又は除名される加盟国について会計上の処理を行う。機関は、脱退し、又は除名される加盟国が既に支払った金額の払戻しを行わないものとし、これらの加盟国は、脱退又は除名が効力を生じた時に機関に対し負っている債務を履行する義務を引き続き負う。ただし、改正を受諾することができないため第四十九条(2)の規定によりこの協定への参加を終止する締約国政府については、理事会は、公平と認める会計上の処理を行うことができる。

(2)　この協定への参加を終止した加盟国は、機関の清算によって得られる収益その他の機関の資産の持分に係る権利を有しないものとし、この協定の終了の際に機関に欠損があっても、当該欠損のいずれの部分の支払についても責任を負わない。

第四十八条　有効期間、延長及び終了

(1)　この協定は、暫定的又は確定的に効力を生じた後、十年間効力を有する。ただし、(3)の規定に基づいてその有効期間が延長される場合又は(4)の規定に基づいてこの協定が終了する場合は、この限りでない。

(2)　理事会は、この協定の効力発生の五年後にこの協定の見直しを行い、適当な場合には決定を行う。

(3)　理事会は、この協定の満了の日後についてこの協定の有効期間を一回又は二回以上連続して（ただし、延長期間の合計は、八年を超えないものとする。）延長することを決定することができる。この協定の有効期間の延長を受け入れない加盟国は、延長期間の開始の時までに理事会及び寄託者に対し書面によりその旨を通告するものとし、延長期間の開始の時からこの協定への参加を終止する。